

令和4年9月三種町議会定例会会議録

令和4年9月16日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1 番	畠 山 勝 巳	2 番	三 浦 敦
3 番	高 橋 満	4 番	平 賀 真
5 番	成 田 光 一	6 番	遠 藤 勝 昭
7 番	児 玉 儀 広	8 番	森 山 大 輔
9 番	伊 藤 千 作	10 番	清 水 欣 也
11 番	荒 谷 要 伸	12 番	三 村 眞
13 番	小 澤 高 道	14 番	堺 谷 直 樹
15 番	加 藤 彦次郎		

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町 総 務 課 長	田 川 政 幸	副 町 長	檜 森 定 勝
税 務 課 長	石 井 靖 紀	企 画 政 策 課 長	工 藤 一 嗣
福 祉 課 長	嶋 田 修 一	町 民 生 活 課 長	荒 川 浩 幸
農 林 課 長	清 水 真 也	健 康 推 進 課 長	小 松 仁 文
建 設 課 長	工 藤 伸 也	商 工 観 光 交 流 課 長	清 水 秀 文
琴 丘 支 所 長	進 藤 敦 子	上 下 水 道 課 長	近 藤 光 明
会 計 課 長	渡 邊 裕 子	山 本 支 所 長	皆 川 和 華
教 育 次 長	平 澤 仁 美	教 育 長	藤 田 良 博
代 表 監 査 委 員	牧 野 誠 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	見 上 貢
	田 中 金 光		

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	後 藤 芳 英	議 会 事 務 局 主 査	池 内 和 人
議 会 事 務 局 主 任	齊 藤 亜 美		

一、本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 38 号 令和 4 年度三種町一般会計予算の補正について
- 第 2 議案第 39 号 令和 4 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 3 議案第 40 号 令和 4 年度三種町後期高齢者医療特別会計予算の補正について
- 第 4 議案第 41 号 令和 4 年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 5 議案第 42 号 令和 4 年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 6 議案第 43 号 令和 4 年度三種町温泉事業特別会計予算の補正について
- 第 7 議案第 44 号 令和 4 年度三種町下水道事業会計予算の補正について
- 第 8 議案第 45 号 三種町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 46 号 財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車）
- 第 10 決算特別委員会の審査報告
- 第 11 認定第 1 号 令和 3 年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 12 認定第 2 号 令和 3 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 13 認定第 3 号 令和 3 年度三種町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 14 認定第 4 号 令和 3 年度三種町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 15 認定第 5 号 令和 3 年度三種町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 16 認定第 6 号 令和 3 年度三種町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 17 認定第 7 号 令和 3 年度三種町水道事業会計決算の認定について
- 第 18 認定第 8 号 令和 3 年度三種町下水道事業会計決算の認定について
- 第 19 同意第 4 号 三種町副町長の選任について
- 第 20 陳情付託委員会の審査報告（発委第 5 号の上程）
- 第 21 陳情第 4 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情
- 第 22 発委第 5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 第 23 常任委員会の所管事務調査報告
- 第 24 発委第 6 号 三種町長の専決事項の指定についての一部改正について
- 第 25 議員派遣の件
- 第 26 閉会中の継続調査の件

議長 加藤彦次郎は、令和 4 年 9 月 16 日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前 10 時 00 分 開会）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しています。

本日の会議を開きます。

日程第1．議案第38号「令和4年度三種町一般会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。14番。

14番 （ 堺谷直樹 ）

17ページ、保育園費の需用費と備品購入費ですが、保育園一般というのは、これは八竜地区の保育園ということでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

福祉課長。

福祉課長 （ 清水 真 ）

お答えいたします。

保育園一般は、町立保育園の分でございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

14番。

14番 （ 堺谷直樹 ）

山本保育園以外の保育園ということですか。琴丘保育園とか金岡保育園ということですか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

福祉課長。

福祉課長 （ 清水 真 ）

お答えいたします。

この需用費の保育園一般でございますけれども、これにつきましては琴丘、森岳、金岡保育園3園の新型コロナウイルス感染症対策に関する経費の計上でございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

14番。

14番 （ 堺谷直樹 ）

そうすると、備品購入費も一緒という解釈でよろしいですか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

福祉課長。

福祉課長 （ 清水 真 ）

お答えいたします。

備品購入費につきましても、同じように琴丘、森岳、金岡保育園の分でございます。同じく新型コロナウイルス感染症対策のサーマルカメラの購入費用でございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

14番。

14番 (堺谷直樹)

そうすると、山本保育園というのは。

議長 (加藤彦次郎)

福祉課長。

福祉課長 (清水 真)

お答えいたします。

予算上、琴丘地区と山本の2園、これを区分して計上している関係で、森岳と金岡保育園の2園の経費を山本保育園ということで計上させていただいております。

議長 (加藤彦次郎)

14番。

14番 (堺谷直樹)

そうすると、もう一回確認しますけれども、保育園一般というのは琴丘地区と八竜地区の保育園ということでいいんですね。

議長 (加藤彦次郎)

福祉課長。

福祉課長 (清水 真)

お答えいたします。

保育園一般につきましては、町立保育園の琴丘、それから山本の2園の、3園の分でございます。

八竜地区の民間の分は、ここには計上してございません。

議長 (加藤彦次郎)

14番。

14番 (堺谷直樹)

すみません、山本保育園というのに森岳と金岡が入っているんですよね。保育園一般というのは、そうすれば琴丘と八竜ということでいいんですよね。違いますか。

議長 (加藤彦次郎)

福祉課長。

福祉課長 (清水 真)

すみません。保育園一般は町立保育園の分でございます。町立保育園の琴丘、森岳、金岡3園の分の共通経費を保育園一般という区分に計上してございます。

議長 (加藤彦次郎)

14番。

14番 (堺谷直樹)

分かりました、すみません。

それから23ページ、公園管理費、石倉山公園管理棟展望台改修工事ですけれども、これ何か三、四年前に700万円ぐらいかけて改修したと思うんですけれども、それ以外の部分という解釈でよろしいですか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

山本支所長。

山本支所 （ 皆川和華子 ）

長 平成30年度に大規模改修をしてございますけれども、そのときに改修されなかった部分の改修でございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

14番。

14番 （ 堺谷直樹 ）

見た感じ、大分前回大規模に改修されて、今回入ってすぐのところだと思うんですけども、面積的に大分少ないなと思って見てきたんですけども、やっぱり350万円ぐらいかかるものなんですか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

山本支所長。

山本支所 （ 皆川和華子 ）

長 お願いします。

現在、腐食により崩落している部分が36平米ございますけれども、その分は今回解体しまして、新たに改築を考えてございます。その部分は管理棟入り口から管理棟の壁沿いに通路を造りまして、管理棟の土台部分も利用しての計画を立ててございます。そうすることによって、管理棟の屋根の部分もかぶりますので、長期的な保存ができるものと考えてございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

14番。

14番 （ 堺谷直樹 ）

前回、県の補助金でやったと思うんですけども、今回も前回と同じ補助金を使ってということでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

山本支所長。

山本支所 （ 皆川和華子 ）

長 お願いします。

今回の財源につきましては、森林環境基金のほうを活用させていただいております。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

14番。

14番 （ 堺谷直樹 ）

最後ですけども、これで展望台関係は全て改修かかるという形、まだどこか一部残っているところがあるんですか、手をかけていないところは。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

山本支所長。

山本支所 （ 皆川和華子 ）

長 答えいたします。

これで全て改修部分は終了となります。（「終わります」の声あり）

議長（加藤彦次郎）

ほかにありませんか。10番、清水議員。

10番（清水欣也）

一般会計の補正予算、見積書の13ページの基金繰入金の森林環境基金の関連であります。この関連は21ページと、それから今の堺谷議員の質問した23ページの石倉山公園の改修工事、この3点に関連しての質問であります。

これは総務課長に質問したほうがいいんじゃないかと私は思っているんですが、まず一つの質問は森林環境基金、これは今、前年度末現在高が3,200万円であります。この原資というのは何なんでしょうか。何の原資で積み立てて3,200万円になっているんでしょうか。まずそのことをお聞きいたします。

議長（加藤彦次郎）

農林課長。

農林課長（工藤伸也）

お答えをいたします。

森林環境基金は、森林環境譲与税ということで、国のほうから民有林を中心に森林の整備をしていただきたいということで、各市町村に交付されているものでして、森林の整備のために使うものであります。新聞等でも報道があったとおり、なかなかうちのほうでも基金を積んでどういうふうに使っていくかという具体的な方策が出てこなかったものですから、最近まで積み立てて、令和3年度末でそのような額になっております。

今年度、昨年も計画は組んでいたんですが、今年度からだんだん具体的な方策をつくってまいりましたので、今回そういうふうな使い道をいろいろ考えて、基金から拠出している状況であります。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

原資は分かりました。

それから、この982万8,000円の繰入れをして2つの使い道をしているわけですね。一つは、林業費の森林関係の地域借り上げ料と、それから再造林等の補助金に分けて、これが一つ632万8,000円。それから、先ほどの石倉山の350万円。これに振り分けているわけですね。特定財源として振り分けているわけですが、そこで質問といいますか、疑問点というのは、最初の21ページは分かります。いわば、林業経営に直接する経費に対して振り分けているわけですからこれは分かりますけれども、分からないのは、その23ページの石倉山公園の管理棟の改修工事にこの基金を振り分けているわけですね、350万円を。これはその目的が、この基金というのは特定目的基金ですから、目的が決まっているわけですよ。条例に決

められているわけです、その目的というのは。そこで、この条例にも書いてある。ただ、それには今の改修工事というのは当てはまらないんじゃないかと。言ってみれば、何でもいいからこの財源を都合のいいところに使ってしまおうという、そういう発想のように思えてしょうがないんですよ。

この３５０万円というのは、この特定目的基金である環境基金に沿うと考えているかどうか。それをちょっと質問いたします。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

農林課長。

農林課長 （ 工藤伸也 ）

お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、そういう目的で使わなければならない財源であるのですが、最近、要するに条例の整備が間に合っていない可能性もありますので申し訳ないと思っておりますが、森林環境譲与税の活用について、今年６月に林野庁、総務省を通じていろいろな活用方法もありますよという文書が届いております。その中で、当然森林整備とか人材育成とか木材利用といういろいろなメニューが出てきております。その部分について今回工事をするものが該当するのかどうか、いろいろ県とも調整をいたしまして話し合った結果、こういう方向でも構いませんよということを言われております。

ただ、全て何でもこれでやってしまうといろいろなことがあるので、一線は引きたいなと思っております。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

１０番。

１０番 （ 清水欣也 ）

その県の協議の結果、この石倉山の改修工事もオーケーなんだと、そういう結論に達したということですか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

農林課長。

農林課長 （ 工藤伸也 ）

メニューの中身を読み上げますと、木材利用という項目の中に、公共施設の木造・木質化ということで、ウッドデッキ等も整備をすることができるとい文章がありますので、それにのっとったという形であります。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

１０番。

１０番 （ 清水欣也 ）

これね、へ理屈つけば何でもみんな該当するわけですよ。できるわけすな。だから、そこのあたりはもうはっきりと、条例を改正するなら改正するなりして、使い道をはっきりしたほうがいい。もし出ないとなったら、この基金をやめて、全部財政調整基金に統合して、もう自由に使ったらいいじゃないですか。それがうまくないというんだったら、それは明確に条例を改正するなり、使い道をはっきりさせたほうがいいと思います。

特にこれから、この林業の話ですけれども、これは脚光を浴びる時代が間もなくやってくるような気がするわけですよ。再造林計画も県で始めました。事業としてこれを進めようとして、今、力を入れているようであります。それから能代市でも今、Ｊ－クレジットカードの事業も始まりました。いずれ我が町にもこの波が押し寄せてくるわけですよ。そうした場合に、この基金が非常に大事になってくる。だったら、名目をはっきりさせたほうがいいんじゃないかと。そういう質問であります。町長、いかがでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）
町長。

町 長 （ 田川政幸 ）
お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、そのあたりの条例等々、しっかり整備はしなければいけないと思います。そういう意味では、これまで町としてもＪ－クレジット、そういうのはやったんですが、効果はなかなか出なかった部分もあります。そういう意味では、これから環境に対しては大変注目される事業でありますので、森林整備、そのあたりはしっかりやっていきたいと思っております。（「以上、終わります」の声あり）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）
ほかに質疑ありませんか。
（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第３８号「令和４年度三種町一般会計予算の補正について」を採決します。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第３８号は原案のとおり可決されました。

日程第２．議案第３９号「令和４年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。
（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 39 号「令和 4 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 39 号は原案のとおり可決されました。

日程第 3. 議案第 40 号「令和 4 年度三種町後期高齢者医療特別会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 40 号「令和 4 年度三種町後期高齢者医療特別会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 40 号は原案のとおり可決されました。

日程第 4. 議案第 41 号「令和 4 年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 41 号「令和 4 年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 4 1 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5. 議案第 4 2 号「令和 4 年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 4 2 号「令和 4 年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 4 2 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6. 議案第 4 3 号「令和 4 年度三種町温泉事業特別会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 4 3 号「令和 4 年度三種町温泉事業特別会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 4 3 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 4 4 号「令和 4 年度三種町下水道事業会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第44号「令和4年度三種町下水道事業会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第45号「三種町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第45号「三種町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第46号「財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車）」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。6番、遠藤議員。

6番 (遠藤勝昭)

ちょっとお聞きします。この動力ポンプ、資料でいうと提出議案の25ページになりますけれども、能代消防センターで契約になっているんですけれども、指名競争入札となっているんですけれども、何者の指名であったかをお聞きします。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町民生活課長。

町民生活 （ 荒川浩幸 ）

課長 お答えします。

3者による指名競争入札となっております。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

6番。

6番 （ 遠藤勝昭 ）

差し支えなければ、3者の業者名を教えてもらうことは可能でしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町民生活課長。

町民生活 （ 荒川浩幸 ）

課長 お答えします。

_____です。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

6番。

6番 （ 遠藤勝昭 ）

この3者、どの業者も消防関係にはすばらしい業者なんですけれども、消防センターが悪いというわけではないんですけれども、消防関係は全て県北関係は消防センターで落札になっている関係があるんですけれども、価格が安いになっていると思うんですけれども、この辺はどうなのか。全てがほぼほぼ消防センターで落札になっているんですけれども、ちょっとお聞かせください。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町民生活課長。

町民生活 （ 荒川浩幸 ）

課長 お答えいたします。

これに関しましては、確かに消防センターとなっておりますけれども、適正な入札で行っておりますことをご理解願います。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

6番。

6番 （ 遠藤勝昭 ）

どこからでも安く仕入れることは財政面にもプラスになると思いますので、これからもまた、どこと問わず、安いところで一生懸命頑張ってくださいと思いますので。質問を終わります。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ほかに質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第46号「財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車）」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 決算特別委員会の審査報告を行います。

決算特別委員会の報告を求めます。決算特別委員長。

決算特別 (伊藤千作)

委員長 決算特別委員会に付託された令和3年度決算については、9月7日及び14日に審査を行いましたので、その結果を報告します。

認定第1号「令和3年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、認定すべきものと決定しました。

認定第2号「令和3年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」は、賛成多数により、認定すべきものと決定しました。

認定第3号「令和3年度三種町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定すべきものと決定しました。

認定第4号「令和3年度三種町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定すべきものと決定しました。

認定第5号「令和3年度三種町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定すべきものと決定しました。

認定第6号「令和3年度三種町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定すべきものと決定しました。

認定第7号「令和3年度三種町水道事業会計決算の認定について」は、認定すべきものと決定しました。

認定第8号「令和3年度三種町下水道事業会計決算の認定について」は、認定すべきものと決定しました。

なお、本委員会は、認定第1号に対し、次の意見を付すこととしました。

ふるさと納税の返礼品には、食品を中心に自宅で楽しめるものが豊富にそろっているため、コロナ禍での巣籠もり需要等により納税額を増やす自治体が多い中、遺憾ながら当町の納税額は減少している。

返礼品の開発・発掘や数量の確保など、これまで以上に工夫を重ね、三種町の魅力を強化発信することで、ふるさと回帰の機運を高め、さらには地場産業の振興にもつなげられたい。

以上で決算審査報告を終わります。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

以上で決算特別委員会の審査報告を終わります。

日程第 11. 認定第 1 号「令和 3 年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第 18. 認定第 8 号「令和 3 年度三種町下水道事業会計決算の認定について」までを一括議題とします。

初めに、認定第 1 号に対する討論を行います。討論ありませんか。9 番。

9 番 （ 伊藤千作 ）

令和 4 年度一般会計決算について。

当初の一般会計予算に反対の立場で次のように述べております。

町長の。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

千作議員、ちょっと待ってください。今、令和 4 年度決算と言っちゃったみたいで。令和 3 年度の決算ですので、すみませんが、言い直してください。

9 番 （ 伊藤千作 ）

訂正します。令和 3 年度一般会計決算について。

当初の一般会計予算に反対の立場で次のように述べております。

町長の施政方針で、情報通信技術を活用した行政手続のデジタル化を推進しますと述べていますが、マイナンバーカードの普及を軸に個人情報の一括管理を強め、監視社会を本格化させ、憲法 13 条が保障するプライバシーを侵害するおそれがあります。デジタル化には行政手続のオンライン化など効率的運用に寄与する側面があることも否定はしませんが、人と人との対面によって一人の実態に沿ってきめ細かなサービスの提供が求められているケースが多くあり、デジタル化だけで行政サービスの質の向上にはつながりません、と指摘しました。

政府も、2022 年度中の全国民取得を目標に、過去最大な血税を湯水のように投入しておりますが、普及率は 5 割にも満たず、思うように進んでおりません。

次に、私は、中学校の統合そのものに反対であります。小中連携体制を敷くことで 3 地区に学校を残すというのが私の意見であります。そのような立ち位置の中で統合問題に言及するとすれば、中学校統合の最大の問題点は、学校の未来像や文科省の学校整備方針、財源の選択問題、森岳中校地の地形、地質環境、敷地面積、土砂災害特別警戒区域指定など、統合整備をなす要件に対する対応や具体的方針を示さないまま統合時期と建設場所を山本中に決めることだけにこだわって事を進めたことであります。

中学校の場合、当局が危惧する複数学級状態になるのは約 10 年後であります。それならば、再編計画の前にこれらの施策をはじめとする人口減少対策を総動員し、その結果を見て再編の必要性を判断する、それが順序ではなかったかと思います。

次に、近年、職員の中で、一般職員採用に比して臨時職員としての採用が

増えているようであります。また、一般職とそれ以外の職員をはじめとする処遇の格差があり、その処遇の改善、同一労働同一労働賃金、あるいはジェンダー平等の観点から改善が必要だと思います。

主要事業には、福祉、教育、子育て等、大いに評価できるものがありますが、さきに述べた点など不十分な決算となっております。

よって、令和３年度一般会計決算については反対であります。

以上です。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

賛成討論はありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ほかに討論はありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第１号「令和３年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この表決は起立によって行います。

なお、起立しない場合は原案に反対とみなします。

本件に対する委員長報告は認定です。

本件を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

着席ください。

起立多数です。よって、認定第１号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第２号に対する討論を行います。討論ありませんか。９番。

９番 （ 伊藤千作 ）

平成３年度国民健康保険特別会計決算について。

医療費の負担増も含め、介護、国保の負担は年金暮らしの高齢者の生活は苦しくなる一方であります。１００円、１，０００円の支払いに神経を使っている庶民のことを考えたらどうでしょうか。

農家も米価の大幅下落に苦しんでおります。

本県が自殺率全国ワーストからはい上がるためにも、心のケアが大事ですが、もっと心の深いケアも必要ではないでしょうか。

高過ぎる保険料で払いたくても払えない方々からは保険証の取上げを行い、資格証明書の発行は県全体でも高い割合となっております。負担が重過ぎて払えないという根本問題を改善しないまま、取立てばかりを強化しても、住民を苦しめるだけであります。減免も不十分なまま推移してきております。

国民健康保険法第1条で定めている社会保障及び国民保健の向上に寄与する方向に向けて、事業を運営すべきであります。

よって、令和3年度国民健康保険特別会計決算には反対であります。

以上です。

議 長 (加藤彦次郎)

伊藤議員、確認させてください。

冒頭で、令和3年度を平成3年度と言っちゃったんですが、これは令和3年度で大丈夫ですね。

9 番 (伊藤千作)

令和3年度です。訂正します。

議 長 (加藤彦次郎)

分かりました。

ほかに賛成討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第2号「令和3年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この表決は起立によって行います。

なお、起立しない場合は原案に反対とみなします。

本件に対する委員長報告は認定です。

本件を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (加藤彦次郎)

着席ください。

起立多数です。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号から認定第8号までの6件は、決算特別委員会において、討論の通告がありませんでしたので、一括して採決します。

本6件に対する委員長報告は認定です。

本6件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、認定第3号から認定第8号までの6件は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第19．同意第4号「三種町副町長の選任について」を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 (田川政幸)

それでは、追加提出いたしました同意第4号「三種町副町長の選任につい

て」ご説明申し上げます。

本件は、現副町長、檜森定勝氏の任期が９月３０日をもって任期満了となることから、再任したくご提案申し上げるものであります。

氏につきましては、略歴にありますとおり、町職員として行政分野で実績を重ね、平成３０年１０月から４年間、副町長としてその重責を担い、職員からの信頼も厚く、本町の施策の推進と課題解決を図る上で適任者であると考えますので、議員の皆様からのご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町長の提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。１０番。

１０番 （ 清水欣也 ）

町長にぜひ質問をしたいことがあります。それは、今日追加提案になりましたけれども、今町長が申し上げた檜森さんに対する評価、それだったらどうしてももっと当初から堂々と提案をしなかったのか。なぜ今日なのか、今日の追加提案なのか。それを伺いたいと思います。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

常勤の特別職につきましては、これまで、合併後ということになるかと思えますけれども、追加提案として提案して審議していただいた経緯があるということで、このたびも慣例として追加提案とさせていただいたものであります。そういう意味では、深い理由はないんですが、ぜひご理解をいただければありがたいと思っております。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

１０番。

１０番 （ 清水欣也 ）

慣例といっても、慣例で通ってきたわけではないわけですよ。当初から提案した例もあるわけで、これが慣例として成り上がっているわけではないわけでありまして。特に町長は、特定の皆さんに対してお願いをしたりしているわけですよ。それはもうとっくの前からそういうことをやっている。電話をかけたりお願いしたりしているわけですよ。それだったら、そのときからもう提案すればいいじゃないですか。そんなに立派な方だったら、当然自信を持って町長が当初からやるべきですよと思いますが、いかがでしょう。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

それについては、正直申し上げまして、議会が開会になってからその人事

についてはご相談した議員さんもおられます。ただ、追加提案が駄目な理由もないと思いますので、そのあたりはご理解いただければと思います。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

10番。

10番 （ 清水欣也 ）

慣例としては成立はしていないんですよ、昔から。まずそれを一つ押さえておきたいと思います。

もう一つは、松渕さんの監査委員は、これは当初から出しているんですよ。この整合性はどう見ればいいんでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

先ほども申し上げましたとおり、常勤の特別職という意味で追加提案をしたと、そういう意味で申し上げました。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

10番。

10番 （ 清水欣也 ）

特に人事は、これはいろいろ問題があって、琴線に触れるところもいろいろあるわけですが、基本的な考え方として、町長が自らこの方がいいと自信を持って推薦するわけですから、それは何も突然出すんじゃなくて、当初から堂々と出していただきたい、今後。そう思いますけれども、いかがでしょうか。

もしそれを皆さんにご同意をあらかじめ得たいというんであったら、みんなにお願いしてくださいよ。だったらみんなお願いをしない。自ら一人で町長の気迫で、責任で推薦してくださいよ、当初から。お願いするんだったら全員にお願いする、しなかったら全員お願いしない。そういう姿勢で臨んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

それは内容によりますので、その都度、私自身で判断してまいりたいと思います。（「終わります」の声あり）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ほかに質疑ありませんか。8番。

8番 （ 森山大輔 ）

我々、ここに私も含め何人か新人議員がおりまして、副町長のこれまでの実績について十分把握していないところもあると思いますので、この間の主立った実績等をご紹介いただければありがたいと思うんですけれども、お願いできませんでしょうか。

議 長（ 加藤彦次郎 ）
暫時休憩します。

午前10時48分 休 憩

午前10時48分 再 開

議 長（ 加藤彦次郎 ）
会議を再開します。
町長。

町 長（ 田川政幸 ）
お答えをいたします。
副町長という立場でありますので、それこそ私の職をサポートしていただく部分が主になります。そういう意味では、私の至らない部分、そして職員も含めて管理、それこそ先ほどの提案理由にも申し上げましたとおり、町の職員としての経歴、そういうところを総合的に勘案して、再度提案したということでございます。

議 長（ 加藤彦次郎 ）
8 番。

8 番（ 森山大輔 ）
これまで4年間任期やっていらっしゃったと思うんですけれども、その間に、例えばこういったものをリーダーシップを取ってやられたとか、そういったものはございますでしょうか。

議 長（ 加藤彦次郎 ）
町長。

町 長（ 田川政幸 ）
お答えをいたします。
それこそ副町長としていろんな委員会、そういうところで委員長として采配を振るっておりますので、そういう意味では十分リーダーシップを発揮して行政に協力してきたと私は思っております。

議 長（ 加藤彦次郎 ）
8 番。

8 番（ 森山大輔 ）
分かりました。ありがとうございます。

議 長（ 加藤彦次郎 ）
ほかに質疑ありませんか。
（ なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

同意第4号「三種町副町長の選任について」を採決します。

本件を同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、同意第4号は同意することに決定しました。

日程第20. 陳情付託委員会の審査報告(発委第5号の上程)を行います。

総務常任委員会の報告及び上程を求めます。総務常任委員長。

総務常任 (伊藤千作)

委員長 総務常任委員会に付託された陳情については、9月6日に審査を行いましたので、その結果を報告します。

陳情第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情」については、願意等妥当であると判断し、採択すべきものと決定しました。

なお、当該陳情の趣旨の実現を図るため、発委第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」を提出しますので、ご審議くださるようお願いいたします。

以上で陳情審査報告を終わります。

議 長 (加藤彦次郎)

総務常任委員長の報告等を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

以上で陳情付託委員会の審査報告等を終わります。

日程第21. 陳情第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情」を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情」を採決します。

本件に対する委員長報告は採択です。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第４号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第２２．発委第５号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第５号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）

ご異議ないものと認めます。よって、発委第５号は原案のとおり可決されました。

日程第２３．常任委員会の所管事務調査報告を行います。

初めに、教育民生常任委員会の報告を求めます。教育民生常任委員長。

教育民生
常任委員
長 長（堺谷直樹）

教育民生常任委員会の所管事務調査について、その結果を報告します。

８月１０日から大雨災害への対応の調査報告の前に、このたびの水害の被害に遭われた皆様方にはお見舞い申し上げます。

それでは、３、調査の結果又は概要・意見の（３）意見を申し上げます。

三種川の河川改修が格段に進んだことによって、過去に起きたような大災害には至らないであろうという気の緩みが避難情報発令判断の遅延を引き起こし、また、河川の現況を報告する消防団員及び県の水位観測情報を確認する職員並びに災害対策本部の設置に奔走する幹部との間に十分な連携が取られていなかったことから、対応策が後手に回っていたことが確認される。

今後、今回の経験や反省点を踏まえ、連絡体制の強化、タイムラグが発生する県水位観測情報の活用見直し、ボランティアセンターとの連携構築等の検討を行うとともに、緊急時により迅速かつ確実に行動に移すことができるよう、行動マニュアルやガイドラインの作成を求めるものである。

現地視察では、三種川監視カメラの先に設置されている水位計のサイズが小さく、また、草刈り等の管理も行われていないことにより、視認することが大変難しい現況であることが確認されたため、町民も水位情報が一目で分かるように新たな水位計の設置について検討されたい。

また、議会としては、災害時において応急に必要な町民への支援が機動的に行われるよう、その活動に要する予算の補正について、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づく専決処分事項に指定することを前向きに協議されたい。

以上で所管事務調査報告を終わりますが、最後に、災害対応でお忙しい中

ご協力いただいた職員の皆様には、感謝申し上げます。

議長（加藤彦次郎）

教育民生常任委員長の報告を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。８番。

８番（森山大輔）

今回対策として、行動マニュアルやガイドラインの作成を求めるということになっております。たしか以前担当課のほうからのご説明で、その初動マニュアルというものはあったというお話だったかと思います。このマニュアルの整備とセットとして必要になるのが、それに基づく訓練ではないかと思います。これまでそういった訓練が実施されてきていれば、このマニュアルを整備することで引き続き訓練を実施していただくことが、それによって十分対応できるのかと思うんですけれども、もしこれまでの訓練が不十分なものであったということがあるのであれば、併せてそういったことも行っていたければ、今後より防災のレベルが上がるかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

森山議員、この質疑は報告に対する質疑でありますので、今のはそれに当たらないと思いますので、すみませんが却下させていただきます。（「分かりました」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。産業建設常任委員長。

産業建設（高橋 満）

常任委員長 それでは、産業建設常任委員会の所管事務調査について、その結果を報告いたします。

８月１０日からの大雨災害の被害状況の調査報告に当たり、被災された皆様方的一天も早い復旧をお祈りいたします。

それでは、３、調査の結果又は概要・意見の（３）意見を申し上げます。

今回の大雨は、三種川の氾濫をも引き起こし、町内全域において、道路や農地・農業用施設などの被害が確認され、特に上岩川地区及び下岩川地区においては甚大でありました。農林課が所管する農地や農業用施設等については、職員が懸命に調査を行っておりますが、９月６日現在では、いまだ総被害状況の把握には至っていないというのが現状であります。建設課が所管する道路や河川等については、大方の被害状況調査を終え、今後の復旧工事の着工が待たれるところであります。

その次のページからは、９月５日現在の被害状況を載せておりますので、後ほどお目通し願いたいと思います。

今後は、農作物被害に対する減収支援や来季の作付に支障を来さないよう

早期の農地・農業用施設の復旧など、被災者に寄り添った対応を望むものがあります。さらに、三種川の河川改修は令和１５年度に完了予定という長い時間がかかる計画になっております。この当該工事の早期完了について、町と議会が一体となって県に強く要望すべきではないでしょうか。

また、議会としては、災害時において応急に必要な維持補修及び工事が機動的に行われるよう、その復旧に要する予算の補正について、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づく専決処分事項に指定することを前向きに協議していただきたいとご提案させていただきます。

所管事務調査報告は以上となりますが、最後に、産建と教民が現場の調査に入っております。大変お忙しい中職員の方々にはご協力いただき、この場をお借りしまして御礼を申し上げます。

以上です。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

産業建設常任委員長の報告を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

以上で常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

場内換気のため、暫時休憩します。

再開は１１時１５分とします。

午前１１時０４分 休 憩

午前１１時１５分 再 開

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

会議を再開します。

日程第２４．発委第６号「三種町長の専決事項の指定についての一部改正について」を議題とします。

教育民生常任委員長より提案理由の説明を求めます。教育民生常任委員長。

教育民生 常任委員 長 （ 堺谷直樹 ）

発委第６号「三種町長の専決事項の指定についての一部改正について」ご説明します。

災害時等において応急に必要な予算の補正について、三種町長の専決事項に指定するため、会議規則第１３条第３項の規定により本議案を提出し、議会の議決を求めるものです。

以上、ご審議くださるようよろしくお願いします。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

教育民生常任委員長の提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。9番。

9番 (伊藤千作)

反対討論を行います。

理由ですけれども、災害発生時における応急復旧工事や被害者支援については、現在も地方自治法の規定に基づき、議会にかけることなく専決処分により行っており、特に事務処理に支障を来しているとは言えません。

2つ目としましては、議会開会中に災害が起きた場合に、至急の予算措置に支障を来すという意見もありますが、その場合でも、議会中の追加提案や閉会直後の専決処分による対応も可能と考えられることから、その意見を指定改正の実施理由に挙げることは無理があります。

3つ目、指定改正のメリットとして考えられるのは、せいぜい災害発生時に町当局が専決処分するか議会提案にするかについて迷わなくともよくなるという、言わば気持ちの問題だけであり、指定改正の必要性という観点に立てば、その重要度は低いと言わなければなりません。

4つ目、結論として、専決処分は議会の議決権の一部の放棄でもありますから、軽易な事項の範囲が必要以上に拡大されることは、厳に慎まなければなりません。

首長の権限の拡大については極力慎重になるべきであり、そのことと今回の改正の必要性を比較したとき、重要度において、前者の姿勢を重んじるべきだと判断し、この改正案に反対するものであります。

以上です。

議長 (加藤彦次郎)

ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第6号「三種町長の専決事項の指定についての一部改正について」を採決します。

この表決は起立によって行います。

なお、起立しない場合は原案に反対とみなします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (加藤彦次郎)

着席ください。

起立多数です。よって、発委第6号は原案のとおり可決されました。

日程第25. 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

日程第26. 閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第74条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

本日の発言について確認する点がございましたので、暫時休憩します。

午前11時21分 休 憩

午前11時33分 再 開

議長 (加藤彦次郎)

休憩前に引き続き会議を開きます。

町民生活課長から、本日の質疑における6番、遠藤勝昭議員への答弁について、取消しを求められていますので、発言を許します。町民生活課長。

町民生活 (荒川浩幸)

課長

先ほど遠藤議員からの質問で、ポンプ付積載車の入札業者名をできれば公表してほしいということでありましたが、それで私、公表してしまいました。しかし、町として契約前に指名業者名を公表しないこととしておりますので、発言した業者名については議事録から削除してくださるようよろしくお願いします。

どうもすみませんでした。

議長 (加藤彦次郎)

お諮りします。これを許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、町民生活課長からの発言取消しの申出を許可することに決定しました。

なお、当該箇所は、議長において調査の上、議事録から削除します。
以上で本日の日程は全部終了しました。
本日の会議を閉じます。
これをもって、令和４年９月三種町議会定例会を閉会します。

午前 11 時 34 分 閉 会

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

三種町議会議長 加 藤 彦次郎

三種町議会議員 児 玉 儀 広

三種町議会議員 森 山 大 輔

